

多賀城市地域公共交通協議会 規約

(目的)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「地域交通法」という。)第6条第1項の規定に基づき、多賀城市地域公共交通計画(以下「計画」という。)の作成及び計画に定める事業の実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。)の規定に基づき、市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保を図り、利用者の利便の増進のための施策及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的とする。

(名称)

第2条 この会の名称は、多賀城市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市役所内に置く。

(協議事項等)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に定める事業に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 協議会の運営に関すること。
- (7) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第5条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織し、会長が委嘱又は任命するものとする。

2 協議会に次の役員を置くこととし、相互に兼ねることはできないものとする。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

3 会長は、委員の互選により定める。

4 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計監査を行うものとし、その結果を協議会の会議において報告する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、次のとおりとする。

(1) 別表に掲げる委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。

(2) 前号以外の委員については2年以内とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となったものの任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第8条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、多賀城市の公共交通施策を所掌する課に置く。

3 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の運営)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 委員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ会長あてに届出のあった代理人を会議に出席させることができる。この場合当該代理人には、委員と同一の権限を付与するものとする。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。

6 会長は、軽易な事項又は急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、その回答をもって会議の決議に代えることができる。この場合において、議事については、第3項の規定を準用する。

(協議結果の尊重義務)

第10条 会議で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

(運賃料金部会)

第11条 運送法第9条第4項の規定に基づき旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）を協議するため、協議会に運賃料金部会を置く。

2 運賃料金部会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 会長

(2) 会長が指名する者

(3) 当該運賃等を定めようとする旅客事業者運送事業者の代表者又はその指名する者

(4) 東北運輸局宮城運輸支局長又はその指名する者

(5) 住民又は利用者の代表者

3 前2項に定めるもののほか、運賃料金部会の運営に関して必要な事項は、協議会が決定する。

(分科会)

第12条 協議会は、専門的な調査研究、協議又は調整のため必要があると認めるときは、分科会を置くことができる。

2 分科会が処理する協議事項について、分科会があらかじめ協議会から委任を受けた場合

に限り、分科会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

- 3 前2項に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、協議会が決定する。
(関係者の出席等)

第13条 協議会、運賃料金部会及び分科会は、協議に必要があると認められるときは、委員以外の関係者（以下「関係者」という。）に対して会議への出席を依頼し、意見、説明若しくは資料提出を求めることができる。

(経費)

第14条 協議会の経費は、負担金、補助金その他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 各会計年度における歳出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。

- 3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第16条 協議会の委員及び関係者の報酬に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長が精算する。

(規約の変更等)

第18条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

- 2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の日から令和9年3月31日の間に選任される委員の任期は、第7条第2号の規定にかかわらず、令和9年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和7年6月30日から施行する。

別表（第5条関係）

関係法令条項		委員
地域交通法	運送法施行規則	
地域交通法第6条第2項第1号	運送法施行規則第4条の2第1項第1号	多賀城市長又はその指名する者
地域交通法第6条第2項第2号	運送法施行規則第4条の2第1項第2号	一般乗合旅客事業者運送事業者
		東日本旅客鉄道株式会社
		宮城県タクシー協会 塩釜支部
	運送法施行規則第4条の2第2項第1号イ	道路管理者
地域交通法第6条第2項第3号	運送法施行規則第4条の2第1項第5号	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
	運送法施行規則第4条の2第1項第4号	東北運輸局宮城運輸支局長又はその指名する者
		塩釜警察署長又はその指名する者
	運送法施行規則第4条の2第2項第2号	学識経験者
		宮城県の公共交通施策を所掌する課等の長又はその指名する者
		仙台市の公共交通施策を所掌する課等の長又はその指名する者
		塩竈市の公共交通施策を所掌する課等の長又はその指名する者
		七ヶ浜町の公共交通施策を所掌する課等の長又はその指名する者
	運送法施行規則第4条の2第1項第3号	多賀城市社会福祉協議会長
		多賀城市町内会長連絡協議会長又はその指名する者
		市民又は利用者
	運送法施行規則第4条の2第2項第2号	その他会長が必要と認める者